

授業科目名：	教員の免許状取得のための 必修科目	単位数： 2単位	担当教員名： 堤 健太郎
法学			担当形態： 単独
実務内容 （実務家教員の場合）	本科目は弁護士である教員が法について実際の運用を踏まえて指導する。		
科 目	教科及び教科の指導法に関する科目（中学校 社会、高等学校 公民）		
施行規則に定める 科目区分又は事項等	教科に関する専門的事項 ・「法律学、政治学」 ・「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」		
「学位授与の方針」との関係			
DP2.共生社会創造のために、教育、福祉、環境、国際関係、スポーツ身体表現、等の専門的知見を得ることができる（専門知） DP4.個人や社会にとって必要な課題の解決のため、自律的な課題探究能力を身につけ実践することができる（実践力）			
授業のテーマ及び到達目標			
法の持つ社会秩序の維持（または社会組織の設計・運営）と人々の権利の擁護——この2つの機能をいかに調整するか。本講では、法とは何か、法と言えらるための実体は何かという根源論に始まり、法の適用・解釈といった独特な考え方、実定法で特に基本をなす憲法、民法、刑法の基本 原理、法と裁判に関する知識を学ぶ。			
授業の概要			
(1) 社会の中で法がどのように生成・発展し、どのような形で機能し、運用されているのかを学ぶ。 (2) 法を知り、学び、考えるにあたり必要な要素が何かを学ぶ。 (3) 我が国における憲法を頂点とする実定法の秩序、種類がどうなっているのかを学ぶ。 (4) 法による紛争解決の一つの形としての裁判の仕組みと各局面にあらわれる基本原理を学ぶ。			
授業計画			
＊（ ）内は対応するテキストの講 第1回：法とは何か（第1講「法とは何か」） 第2回：法の発展（第2講「法の発展」） 第3回：法の解釈（第5講「法の解釈」） 第4回：国家の最高法規Ⅰ－憲法の基本原理（第6講「近代国家と憲法」） 第5回：国家の最高法規Ⅱ－基本的人権（第8講「基本的人権」） 第6回：国家の最高法規Ⅲ－統治機構（第7講「権力分立」） 第7回：財産と取引に関する法律Ⅰ－民法（財産法）の基本原理（第11講「契約の自由」） 第8回：財産と取引に関する法律Ⅱ－物権法（第12講「財産」） 第9回：財産と取引に関する法律Ⅲ－債権法（第12講「財産」、第13講「損害賠償」） 第10回：犯罪と刑罰に関する法律Ⅰ－刑法の基本原理（第9講「犯罪と刑罰」） 第11回：犯罪と刑罰に関する法律Ⅱ－犯罪の成立要件と刑罰（同上） 第12回：犯罪と刑罰に関する法律Ⅲ－様々な犯罪類型（同上） 第13回：法と裁判－裁判を受ける権利と裁判の基本原理（第3講「法と裁判」、第4講「裁判の基準」） 第14回：法と裁判－民事裁判（同上） 第15回：法と裁判－刑事裁判（同上） 科目修得試験			
スクーリングでの学修			
テキスト			
末川 博 編（2014）『法学入門（第6版）補訂版』有斐閣、978-4-641-11283-4			
参考書・参考資料等			
山上 賢一 編著（2006）『現代の法学入門（第4版）』中央経済社、978-4-502-93960-0			
学生に対する評価			
レポート評価（50％）、科目修得試験（50％）			